

# とん税

横浜税関

とん税については「とん税法」、特別とん税については「特別とん税法」に規定されています。いずれも、外国貿易船が開港へ入港した際に、その外国貿易船の純トン数を課税標準とし、原則として外国貿易船の船長を納税義務者として課せられるものです。（とん税は国への納付で特別とん税は地方公共団体の財源となります。）

## 1 とん税

- (1) 開港への入港ごとに納付する場合      純トン数1トンまでごとに16円
- (2) 開港ごとに1年分を一時に納付する場合      純トン数1トンまでごとに48円

## 2 特別とん税

- (1) 開港への入港ごとに納付する場合      純トン数1トンまでごとに20円
- (2) 開港ごとに1年分を一時に納付する場合      純トン数1トンまでごとに60円